昭和二十一年一月十一日 第三種郵便物認可

日本粧業

週刊・毎月四日発行

第七十八號

発行所 東京都千代田区 日本粧業社
東京都中央区日本橋四丁目一

定価 一年分 五十七円
郵税 四円六〇銭
振替口座 東京六七七七
編集兼発行人 一月四日印刷
三木雅治 編集者 印刷者 印刷所

新價格を前にして 物價廳に辯駁書

福岡縣富局の卓見

化粧品新價格 原價計算

提出はしたが

物價廳は不眞面目と非難

九州例外價格問題

國會に直結

業界の要望を

社會黨議員を中心に 本統主催 業界懇談會

波瀾を呼ぶ 納稅組合

連合會態度一轉成立 六日に改めて總會

交渉進捗

齒磨折衝

朱鞠地區急遽に結成

炼齒磨原價計算提出

CLUB クラブ藥粧品

フラワーコロン化粧料

ヨネヤマ シャンプー

ヒボン粉白粉

コング粉白粉 HIGHEST FACE POWDER de Cong

アカネ煉齒磨

ミドークレーム

美の美学！ スターキャンディ

魚油集荷組合發足

澤會長の手腕に期待

化粧品原料の魚油の集荷組合は去月廿日発足し、澤會長の手腕に期待される事になった。

買い付と還元率

新組合の概要

集荷の方法

閉鎖の理由

業界への影響

化粧工連　遂いに閉鎖

報奨物資は

閉鎖後の處置

部屋たけを閉鎖

統組の窓鼻はまだ〜〜續く

報奨用は必ず實行

標準店・地方に進出

木村を特配

嚴重な物品税監査

東京の化粧品物品税

パパ香水
SSS
化粧料！
ブモンパパヤ
パパヤ香水
パパヤ化粧水
パパヤ香水と
パパヤ化粧料
高級品
三大優秀製品
ヴァニシングクリーム
ヴァニシングコールドクリーム
香流
油脂
マークの商標・品質と製造元を信用の為に明示致す
昭和製薬株式會社
東京都荒川区日暮里
モンココ
マルマン香水香油（ポマード）
本舗
大森香生堂
東京市荒川区日暮里
ハート藥粧品
タムシアセモの治る香水入り
クリーム石鹸「スキンソーブ」
パーフューム・ハートリンゼン
ハート藥粧株式會社
リバ化粧料
株式會社
リバ
アポロン香水
杉田蒲鉾商店
東京都浮谷往町七
アポロンクリーム
アポロンパウダー
アポロン香水
有名化粧品問屋
株式會社花王堂
日本橋区新橋ノ11
電話下谷(845)0578番
不思議ポウトハウス商
（元商月新アト）
レートスキンフード
レート
株式會社千葉堂平商店
中央区日本橋馬喰町ノ4
各種有名化粧品問屋
姪子商店
大阪市浪速区恵比寿町野町六八六
ハッピーブランド
ハッピーポマード
ハッピー化粧水
本舗
銀座松本商店
東京市日本橋区
アメリカ式の色調と
美しい新装咲香
オパレスク
ネイル・ポリッシュ
オパレスク香水
製造元
鈴木義明商店
製造元
株式會社TT化粧研究所
千代田区三崎町ノ二五
文化市場区町ノ三三
コ也洗粉
化粧品製商
株式會社塚田商店
東京市日本橋区
すみなを貴族更迭に付御挨拶
スタート化粧品本舗
大同化學工業株式會社
代表取締役
澤
博
ポミー
ソビエ化粧料
Sobie
株式會社
ポミー
ソビエ化粧料
製造元
株式會社祖父江商會
東京都中央区日本橋ノ10

時事新報の"貿易展"

時事新報主催産業貿易展覧会は、二月末頃、後援の為貿易庁、通産省、日本商工会議所、日本貿易振興会、日本輸出入組合、日本化粧品工業会、日本化粧品輸出組合、日本化粧品輸出業組合、日本化粧品輸出業者組合、日本化粧品輸出業者組合、日本化粧品輸出業者

日一廿月一年一廿和昭
同動物便郵種3第

地方だより

北海道

粗悪品の處分判まる

粗悪品の心配問題が各地に於ても出て来たが、三重県の方面に於ても、粗悪品の取締を目的として、三重県化粧品業組合が、本部に於て、本月十八日、組合員の代表者が集まり、粗悪品の取締に関して、各自の意見を述べ、その結果、粗悪品の取締は、組合員の自覚に待つ事に決し、尚

昭和二年一月廿一日 第3種郵便物認可

第四章 皮膚榮養クリーム（續）

第七法

蜜蠟	四〇	瓦
セレシン	五〇	瓦
鯨蠟	五〇	瓦
ラノリン	五〇	瓦
蓖麻油	四〇	瓦
蓖麻バラフィン	五〇	瓦
蓖麻ラノリン	四〇	瓦
蓖麻ラノリン	一、二五	瓦
蓖麻ラノリン	一、二五	瓦
蓖麻ラノリン	一、二五

小間物雜貨板

有望な輸出品

首飾、皮革雑貨などの需要期にはどうなる？

頭飾品の準備・積極化

居間装飾品にかけ半ば一日一層の注目を惹きつつあるが、ことに最近の傾向は、ハデ派の方面に向かって、ますます、ハデ派の方面に向かって、ますます、ハデ派の方面に向かって、ますます

日本粧業
週刊
第七十八號
發行所 東京都中央區日本橋室町二〇 日本粧業會
定價 一部 金 百二十円
郵便料 東京六七七七番
編輯兼發行人 日高田 徹郎
日本電報通信社印刷部印行

一齋に決定

業界品の新物價體系成る

新價格

新物價體系による化粧品、歯磨、歯刷子、櫛類、鏡類等業界品の新物價體系は、去る二、三週間を要した商工省、物價廳、商工省、物價廳、繊維局、化粧品、歯磨、歯刷子、櫛類、鏡類等業界品の新物價體系は、去る二、三週間を要した

昭和十一年一月十日
第三種郵便物認可

日本粧業

週刊 隔月四日発行

第七十九號

發行所 東京市中央区日本橋通一二〇
日本粧業社
電話 日本橋(24)一〇〇〇
定價 一部分 (二百二十銭)
一年分 (三円)
振替口座 東京 七七七七七番
郵便切手可
本社郵便番号 日本橋通一二〇

納税の合理化へ

中央協力會新發足

事務理事に荻久保忠平氏起用

化粧品業界の納税合理化問題は、昨年の秋以来、業界の有力者の間に、その必要性が強く叫ばれ、その具体的方法として、業界の自主的な協力機関の設置が、強く要望されていたが、今年の年賀状の交換を機として、業界の有力者の間に、その具体的方法として、中央協力會

東京化粧品物品税納税組合中央協力會規約

第一章 總則

第一條 本會は東京化粧品物品税納税組合中央協力會と稱す

第二條 本會は會員の會費に依り之を運營する

第三條 本會は會員の會費に依り之を運營する

第四條 本會は東京都中央區に置く

第五條 本會は東京都中央區に置く

第六條 本會は東京都中央區に置く

第七條 本會は東京都中央區に置く

第八條 本會は東京都中央區に置く

第九條 本會は東京都中央區に置く

第十條 本會は東京都中央區に置く

第十一條 本會は東京都中央區に置く

第十二條 本會は東京都中央區に置く

第十三條 本會は東京都中央區に置く

第十四條 本會は東京都中央區に置く

第十五條 本會は東京都中央區に置く

第十六條 本會は東京都中央區に置く

第十七條 本會は東京都中央區に置く

第十八條 本會は東京都中央區に置く

第十九條 本會は東京都中央區に置く

第二十條 本會は東京都中央區に置く

第二章 役職員

第一條 會員長一名

副會長五名

理事若干名

理事二名

第二條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第三條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第四條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第五條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第六條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第七條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第八條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第九條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第十條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第十一條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第十二條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第十三條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第十四條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第十五條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第十六條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第十七條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第十八條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第十九條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第二十條 理事は役員選挙所に於て選挙する

第三章 本會の事業

第一條 本會は組合員の利益を擁護する

第二條 本會は組合員の利益を擁護する

第三條 本會は組合員の利益を擁護する

第四條 本會は組合員の利益を擁護する

第五條 本會は組合員の利益を擁護する

第六條 本會は組合員の利益を擁護する

第七條 本會は組合員の利益を擁護する

第八條 本會は組合員の利益を擁護する

第九條 本會は組合員の利益を擁護する

第十條 本會は組合員の利益を擁護する

第十一條 本會は組合員の利益を擁護する

第十二條 本會は組合員の利益を擁護する

第十三條 本會は組合員の利益を擁護する

第十四條 本會は組合員の利益を擁護する

第十五條 本會は組合員の利益を擁護する

第十六條 本會は組合員の利益を擁護する

第十七條 本會は組合員の利益を擁護する

第十八條 本會は組合員の利益を擁護する

第十九條 本會は組合員の利益を擁護する

第二十條 本會は組合員の利益を擁護する

第四章 帳簿

第一條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第二條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第三條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第四條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第五條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第六條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第七條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第八條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第九條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第十條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第十一條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第十二條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第十三條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第十四條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第十五條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第十六條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第十七條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第十八條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第十九條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第二十條 本會は帳簿を備へ之を整理する

第五章 會計

第一條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第二條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第三條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第四條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第五條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第六條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第七條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第八條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第九條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第十條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第十一條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第十二條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第十三條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第十四條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第十五條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第十六條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第十七條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第十八條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第十九條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第二十條 本會の事業費は毎月一日から月末日に至る迄毎月分を徴收する

第六章 會議

第一條 本會は毎年一回定期總會を開く

第二條 本會は毎年一回定期總會を開く

第三條 本會は毎年一回定期總會を開く

第四條 本會は毎年一回定期總會を開く

第五條 本會は毎年一回定期總會を開く

第六條 本會は毎年一回定期總會を開く

第七條 本會は毎年一回定期總會を開く

第八條 本會は毎年一回定期總會を開く

第九條 本會は毎年一回定期總會を開く

第十條 本會は毎年一回定期總會を開く

第十一條 本會は毎年一回定期總會を開く

第十二條 本會は毎年一回定期總會を開く

第十三條 本會は毎年一回定期總會を開く

第十四條 本會は毎年一回定期總會を開く

第十五條 本會は毎年一回定期總會を開く

第十六條 本會は毎年一回定期總會を開く

第十七條 本會は毎年一回定期總會を開く

第十八條 本會は毎年一回定期總會を開く

第十九條 本會は毎年一回定期總會を開く

第二十條 本會は毎年一回定期總會を開く

第七章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十一章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十二章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十三章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十四章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十五章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十六章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十八條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第十九條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二十七章 會員の權利義務

第一條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第二條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第三條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第四條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第五條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第六條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第七條 會員は組合の定款に基づき本會の事業費を納める義務を有する

第八條 會員は組合

魚油の確保對策

薬業組合化粧品部會員の中堅層の人物として、業界の指導者として、又、組合の理事として、大いに活躍されつゝある人物である。

時の人

東京化粧品株式會社
中央協力會專務理事
荻久保忠平

薬業組合化粧品部のオツムであるとされる氏は、他の部門の賢人達と、マツチ、マツチ、業界の、重鎮を、集めて、重要な、問題を、研究の、結果を、取り、纏めて、行くことは、多くの、問題を、解決する、ものと、思はれる、のである。

この、納涼、時の、中堅層に、出た人々の、間に、氏は、どんな、人物か、と、問へば、氏は、自己の、事、に、ついて、語る、ことを、嫌ひ、なるほど、人は、誰、この、方面が、きまつた、相撲、に、ついて、氏は、相撲、の、番付、の、ように、自己の、番付、を、考へて、居る、ものと、思はれる、氏は、自己の、番付、を、考へて、居る、ものと、思はれる、氏は、自己の、番付、を、考へて、居る、ものと、思はれる、氏は

社會の要望に聽く

婦人議員を中心に

化粧品問題座談會

業界は戦争に協力の目的を達成するために、人員整理は比較的軽微で良く、能率は高い。業界は戦争に協力の目的を達成するために、人員整理は比較的軽微で良く、能率は高い。業界は戦争に協力の目的を達成するために、人員整理は比較的軽微で良く、能率は高い。

1・ヒビやあかぎれの予防薬ともいわれるクリーム、農山村や工場に於ける働く女性の慰安ともなるその他の化粧品が、いずれも價格が安い上に原料が乏しく、なかなか需用量に達しません。當の政策として御援助が願われないのですから、問題へ請願せよ

太田典雄氏　私の考へ方は、今まで、ずいぶん、ずいぶん、ずいぶんと、ずいぶんと、ずいぶんと

出席者

【前列、向つて左から】赤松常子氏、岡田茂吉氏、山口静江氏、笹原弁天氏、太田典礒氏、江木武彦氏

【後列、向つて左から】世田谷氏、岡田茂吉氏、山口静江氏、赤松常子氏、柳原千代氏、太田典礒氏、江木武彦氏

婦人民主クラブ　世田谷　静子氏
婦人民主クラブ　岡田　茂吉氏
婦人民主クラブ　山口　静江氏
婦人民主クラブ　柳原　千代氏
婦人民主クラブ　太田　典礒氏
婦人民主クラブ　笹原　弁天氏
婦人民主クラブ　岡田　茂吉氏
化粧品業界　江木　武彦氏

にたゝう機会は稀少で御ご座いました。クリームはいつでもお客様に満足の行く様にと思つておりますが、それとも私共の力がいかなる程のものかと思つて、一度は是非とも皆様の御意見を伺つてみたいと思つておりました。今日は皆様の御意見を伺つて、更に一層の御ご奉公に努めたいと思ひます。

【岡田】　御つてなから世田谷氏、岡田茂吉氏、山口静江氏、赤松常子氏、柳原千代氏、太田典礒氏、江木武彦氏

【岡田】　ご存知の通り、化粧品業界は、戦前に於ては、化粧品業界の中心的存在であつたのであります。それが、戦後

業界の青年に聽く

新しき業界の進路を語る座談會

日南田主幹　最近の
業界におけるましに種々な問題
が起るお若い方々の力が一同
の問題に対して解決
つゝあるのであります。これ
たる法律問題
の問題と原料の問題とが、
に直接に解決のつい問題
もありますけれども、多くは
これからの努力によつて解決
しなければならない重大問題
のみであります。
の問題は結局青年諸君
おいて業界の責任に対して
般決されなければならない
思はのであります。然るに
界に於いて大きな前提とも
つてゐる、全業界の問題に
おいて、全業界の問題は
ならないと思ふのであります。
今後の業界の作り方についても
の教育、此の問題からお願い
致します。これ組織の問題
の問題から出発致
たいと思ります。業界の問題
を調査するにしても新しい
問題が出てくるところが来
ます。青年の方々に知
つて頂き度い、青年の方々に知
つて頂き度い、青年の方々に知
つて頂き度い、

米國化粧品處方集

小林清

第二節 液體クリーム

液體クリームが一般に愛用されるのは種々な目的に適合する事に基因する。即ち液體クリームは皮膚に柔らかく滑潤性を與へ、又皮膚に吸着することに依る。

液體クリームは、ラノリン、ワセリン、ヴヤセリン、ヴヤセリン、ヴヤ

小間物雑貨版

輸出は見送りの現状

変転を辿る小間物界

小間物雑貨とは一部奢侈品で輸出は国策の問題であるから、輸出の程度は現在の状況から見て、それだけ見送りの現状を現在は輸出品の為に大いに気を配らなければならないのである。

先づ輸出業者は、B表の品目の中から、B表の品目の中から、B表の品目の中から

日本粧業
週刊・毎土曜日發行
第八十號
發行所　財團法人日本粧業會
東京都中央區日本橋茅場町二ノ一
電話　日本橋(66)二〇一〇
定價　一部金【百二十圓】
郵費　一部分　東京八七七七七番
郵便振替口座八一番　日本粧業會
日本電報通信社　日本粧業會

化粧品年産四十億圓

調査資料を提示して

關東協組　資材割當に意見書提出

化粧品關組は、本年の化粧品年産額を、戰前の約四分の一、金額にして四十億圓と推定した。

この推定は、戰前の化粧品年産額を、戰前の物價指數を基礎として、戰前の物價指數と、戰後の物價指數との比率を、戰前の化粧品年産額に乘じたものである。

戰後の物價指數は、戰前の物價指數の約四倍であるから、戰後の化粧品年産額は、戰前の約四分の一である。

戰後の化粧品年産額を、戰前の化粧品年産額の四分の一と推定した理由は、戰後の化粧品の原料の大部分が、戰前の化粧品の原料と、同一であるからである。

價格差益 兩業界から免除の申請

マルの変更に伴ひ新たに生産に入る物資の価格差益としてと出発していたものであるが、今回の大部分を廃業業者としてと出発していたものであるが、今回らもあるとされたことは、これらを生産目的の範囲の目的の為の政策であるが、廃業業者としてとされて、それに伴い当面としてマルの値上げが発行

新價格と販賣界

本舗

西島の原料の高騰は、一方に於ては問題の外国物を入れたとしても、なお、問題は出て来ず、問題の原料は、問題の原料の高騰は、問題の原料は、問題の原料は、問題の原料

社会の声に聴く

婦人議員を中心に

化粧品問題座談會

（2）

出席者

赤松常子氏
松谷天光光氏
山口静江氏
柳原千代氏
太田典禮氏
佐口晃氏
江木武彦氏

4. 商工協同組合法の改正に就いて

笹口晃氏（衆議院）

商工組合法のもとでもなさないと存じます。

大臣はこの間の答えでもなさないと存じます。

大臣はこの間の答えでもなさないと存じます。

ただ一つお願いしておきたいことは、出来るだけ未来の産業組合法の改正案が提出されるように強く要望致したいことであります。

ただ一つ、この問題に関連して、商工組合法の改正案が提出されるとしたら、この問題に関連して、商工組合法の改正案が提出されるとしたら、この問題に関連して、商工組合法の改正案が提出されるとしたら

地方は 實情に即し 府縣毎に申請は不要

價格たる價格を 定めて 出荷されたい

價格たる價格を定めて出荷されたい

證紙は 生産量の範圍内で 貼付する

紅茶會强化

十日會に還元

昭和會改稱

化粧品 齒磨 紙器協議會 結成の準備を進む

親油會改編强化

會長に井田氏當選

矢野副會長に

すみだ會總

東京化粧品貿易會創立總會

木蠟資金

供託不振

魚油運付

平等割五割

すみだ會總

日華油脂 機械强化

臨時總會

木蠟賣付出發

新輸送制度に

モンココ の新製品

七店一 商開設

勝美商會の 鶏卵招待會

ルポタンの 新類紅完成

標準店の ホスター

澤氏演奏

堀久一氏賞生産

白川虎三氏放送

一斗罐の 移動制限

臨時總會

香料製造 臨時總會

兼山佐次氏

電話開通

肥事輯清のため

化粧品處方集 は休載致します

香料
香栄興業株式會社
東京 蒲田 鮫島 鈴木 粉付 愛子 各部
港区 化粧品 香料 香料 香料

小間物雑貨版

東京小間物見本市開催か

十六日卸部會で決定

小間物組の役員會で見本市の採用が多く、既本問題の所に調査されれば、東京問題より調査に調査組織の採用問題が、この問題が、この問題が、この

日本粧業
週刊　毎月四日發行
第八十一號
發行所　郵便振替口座　日本粧業會
東京都中央區日本橋國道一〇
定價　一年分　九〇錢（二十銭）
廣告　口數　東京大七七七七番
編輯　日本粧業編輯部
日本化粧品製造組合聯盟

供米報奬化粧品　四十六社に指定生産

商工省から各社に生産依頼

不足資材はメーカー負擔

既報の如く供米報奬化粧品クリーム、歯磨の生産は、既に配給割合は七〇%を超過、今月中旬頃迄に生産を完了する筈である。

今回の調査結果は、歯磨、化粧品、クリーム、香油、石鹸、粉類、髪油、ポマード、ヘアーローション、ヘアーブラシ、ヘアーピン、ヘアーネット、ヘアーバンド、ヘアーリボン

化粧品 新價格決定の樂屋裏

物價廳 永井事務官と一問一答

今度新價格が出ていらい十五日間、後始末は物價廳の永井事務官が一切に責任をもつ。

（問）價格の後始末はなかなかの難事だと聞くが、どんな事情か。

（答

新興本舗の苦悶

資材配分問題 再燃

平等割三割の是非

[illegible]

平等割五割主張の根據

[illegible]

他の業界での平等割

[illegible]

問題の根本は中小企業對策

[illegible]

水禍—業界の被害

[illegible]

水害調査

[illegible]

ニッポンルネサンス廣告展

日本廣告學會、ナッポン、ルネサンス廣告展は既報の通り去る十九日から二十三日迄の五日間、日本廣告學會の現況を一堂に示す統一的の大展覽で、會場は日本橋三越、公會堂、ポスターレ、六階中の大廣告展覽會で、出品ポスターは一千、ポスターの業界の要望として

4 日本粧業 第一千八百一號 昭和二十二年九月十二日 七日 廿日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十

米國化粧品處方集

第四節 クリーミング クリーム

色白き花瓶かくてとかんとされて頃から、色白くなるとして

第一法

チエレンエツテ	四三・五瓦
リコロルエツテ	一・五
ステアリン酸	九・〇
蜜蠟	一・五
蒸留水	四五・〇

第二法

ゼラチン	二・〇瓦
蒸留水	六・〇
蜜蠟	二・〇
蜜蠟ラノリン	八・〇
蜜蠟ラノリン	一・〇
香料	一・〇

第三法

ワセリン	五六・五瓦
蜜蠟	一〇・〇
流動パラフィン	七・〇
マキユロークリーム	三・〇
クロイド	六・〇
水銀軟膏	一・〇
香料	一・〇

第四法

蜜蠟	六・〇瓦
流動パラフィン	三五・〇
ワセリン	三九・〇
水銀軟膏	六・〇
香料	一・〇

第五節 アクネクリーム

（皮膚、面皰、雀斑治療用）

第一法

石鹸液	二・〇瓦
硫黄	一〇・〇
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第二法

石鹸液	二・〇瓦
硫黄	一〇・〇
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第三法

サルチル酸	四・〇瓦
硫黄	一〇・〇
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第四法

石鹸液	二・〇瓦
硫黄	一〇・〇
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第五法

石鹸液	二・〇瓦
硫黄	一〇・〇
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第六法

石鹸液	二・〇瓦
硫黄	一〇・〇
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第七法

マーキユロクロマイド	五・〇瓦
北陸石膏	六・〇
蜜蠟	二・〇
ラノリン	八・〇
流動パラフィン	一・〇

第八法

サリチル酸	三・〇瓦
石鹸液	二・〇
蜜蠟	二・〇
ラノリン	一・〇
流動パラフィン	五・〇

第六節 ビタミンクリーム

（皮膚、面皰、雀斑治療用）

第一法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第二法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第三法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第四法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第五法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第六法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第七法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第八法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第七節 ビタミンクリーム

（皮膚、面皰、雀斑治療用）

第一法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第二法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第三法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第四法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第五法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第六法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第七法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第八法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第八節 ビタミンクリーム

（皮膚、面皰、雀斑治療用）

第一法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第二法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第三法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第四法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第五法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第六法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第七法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

第八法

酵母	二〇・〇瓦
蜜蠟	二・〇
ワセリン	四・〇
流動パラフィン	八・〇

工場の實態調査で

大阪府・優良化粧品を推奨

大阪府醫務課化粧品取締係では、二月中旬から、大阪市内の化粧品製造業者に対して、一斉に、工場の實態調査を行つた所、七月末日迄に、一応、調査を了したが、その結果、大阪市内の化粧品製造業者は、大小合計、二百四十二箇所あつて、大正五年、工場法施行以来、工場の數は、年々、増加の傾向を辿つて来たが、昨年、一年間に、新設された工場は、二十二箇所であつて、その内、大阪市内の、化粧品製造業者

小間物雑貨版

東京小間物見本市

協組・本社共同主催

十一月上旬開催に決定

去る二十日東京小間物商組合の理事会に於て上記小間物見本市の開催が議決された旨は既報の通りであるが、愈々開催の運びとなる筈で、本月中旬に開催される小間物見本市の内容は、一部の商品は、既報の通り、製品の進歩、改良、発明、考案品の紹介、及び、新商品の陳列、即ち、新商品の紹介、及び、新商品の陳列、即ち、新商品の紹介、及び、新商品の陳列、即ち、新商